

京都市伏見区

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度である。
- ・ 年次有給休暇とは別に与えられ、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われる。
- ・ 既存の特別休暇の対象に含まれることを明示してもよい。

・令和4年1月31日までに対象の有給休暇制度を整備し、当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせてすべての労働者に、事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する、制度の内容を記載した書面を労働者へ

・対象となる事業場において、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（令和2年度）」、「両立支援等助成金新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース（令和2年度）」を受給していない。

・1事業場につき1回限り15万円（労災保険適用事業場を支給単位）

- ・対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年2月28日まで（事業場単位）への申請）

- 対象労働者が雇用保険被保

感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」の要件も満たす場合は、併給可能。

令和2年
5月7日

令和3年
4月1日

令和4年
1月14日

令和4年
2月28日

①制度整備

②社内周知

③休暇付与

対象労働者の有給休暇残日数が
合計9日に達した日の翌日

申請期限

支給申請期間

対象となる休暇取得期間

休暇制度整備・周知・
休暇取得期間

令和3年3月作成

059-261-2978

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

健康保険の被扶養者認定について

(夫婦共同扶養の場合)

このたび「夫婦共同扶養の場合における扶養認定基準」について、令和3年4月30日付けで通知（以下、「新通知」とします）が発出されましたので、どのような内容に変わるのか確認していきます。

☆令和3年8月1日から

新通知は、年収がほぼ同じ夫婦の子を、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となつて償還払いを強いられることのないように基準を定めたものとして、令和3年8月1日から適用されます。

☆主な変更点

新通知には、年間収入の範囲や夫婦間の年収差の考え方を示しています（《表1》、《表2》を参照）。夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、

保険者判断として差し支えないとしています。

被扶養者として認定しない保険者等は、被保険者に認定しないことの決定に係る通知を発出することとなります。この通知には、認定しなかった理由（年間収入の見込み額等）、加入者の標準報酬月額、

《表1》 「年間収入」の範囲を明示

（昭和60年6月13日付け通知）

年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する**年の前年分の年間収入**とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とするを原則とすること。



（令和3年4月30日付け通知）

年間収入（**過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの**とする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。

《表2》 夫婦間の「年間収入」の差を明示

（昭和60年6月13日付け通知）

夫婦双方の**年間収入が同程度**である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。



（令和3年4月30日付け通知）

夫婦双方の年間収入の差額が**年間収入の多い方の1割以内**である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

- 支給日から5日以内
- 賞与支払届の提出
- （支給が無い場合は、賞与不支給報告書を提出）
- 12日
- 健保・厚年の算定基礎届の提出期限（7月1日～12日）
- 年金事務所または健保組合
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 「公共職業安定所」
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限
- 「都道府県労働局または労働基準監督署」
- 労働保険料の納付（延納第1期分）「郵便局または銀行」
- 15日
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出

7月の労務手続 「提出先・納付先」



届出日及び決定日を記載することが望ましいとしています。

「公共職業安定所」

8月2日

○労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、4月～6月分）

「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

植木鉢でバジルを育て始めました。大きく育つには日光が必要ですが、あいにく曇り空が続いています。収穫の目標はバジル・ペーストが作れる量です。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com